



## 新規採用職員就労支援事業募集のお知らせ

**新規採用職員が6か月以上就労した場合に就労支援金を支給することにより、人材の確保を支援するものです。**

### 1. 事業内容

県内沿岸被災市町の介護施設において新たに職員を採用する場合に、新規職員の採用等に要する経費を、**介護施設等に対して**就労支援金として支給します。

※沿岸被災市町:仙台市(宮城野区及び若林区に限る。), 石巻市, 塩竈市, 気仙沼市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 東松島市, 亶理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 女川町, 南三陸町の15市町

#### 〈対象者〉

※県内の介護分野からの  
転職者は対象外  
※介護に係る業務以外  
(事務・炊事等)での  
就労は対象外

	無職の方	新卒の方	異業種の方	同業種の方
県内	○	○	○	×
県外	○	○	○	○

### 2. 補助額

	補助基準額
正規職員	1人当たり10万円(1回限り)
非正規職員	1人当たり 5万円(1回限り)

### 3. 対象となる施設, 事業所

被災市町の介護施設等※のうち民間法人が運営するものとします。

※介護施設等とは⇒ 特別養護老人ホーム, 認知症高齢者グループホーム, 小規模多機能型居宅介護事業所, 介護老人保健施設

### 4. 補助予定人数

100人 1事業所あたり10人(正規職員5人, 非正規職員5人)を上限とします。

### 5. 補助金重複申請について

他の補助金支援や助成対象となっている場合は、原則、本事業の対象外となります。

《事業計画書受付期間》 令和元年7月1日～令和元年10月31日

《事業実施期間》 平成31年4月1日～令和2年 3月31日

◆6か月以上の就労が条件ですので10月2日以降の採用者については補助対象外となります。

〈お問い合わせ先〉

宮城県 保健福祉部  
長寿社会政策課  
介護人材確保推進班

〒980-8570

仙台市青葉区本町3-8-1

TEL:022-211-2554

FAX:022-211-2596

E-mail:choujuz@pref.miyagi.lg.jp